

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定

障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サ

ービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 指定の申請者に関する事項（第四条）

第三章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第一節 基本方針（第五条）

第二節 人員に関する基準（第六条―第八条）

第三節 設備に関する基準（第九条）

第四節 運営に関する基準（第十条―第三十九条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十条―第四十四条）

第四章 療養介護

第一節 基本方針（第四十五条）

第二節 人員に関する基準（第四十六条・第四十七条）

第三節 設備に関する基準（第四十八条）

第四節 運営に関する基準（第四十九条―第六十八条）

第五章 生活介護

第一節 基本方針（第六十九条）

第二節 人員に関する基準（第七十条―第七十二条）

第三節 設備に関する基準（第七十三条）

第四節 運営に関する基準（第七十四条―第八十四条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第八十五条―第八十七条）

第六章 短期入所

第一節 基本方針（第八十八条）

第二節 人員に関する基準（第八十九条・第九十条）

第三節 設備に関する基準（第九十一条）

第四節 運営に関する基準（第九十二条―第九十八条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十九条・第一百条）

第七章 重度障害者等包括支援

第一節 基本方針（第一百一条）

第二節 人員に関する基準（第一百二条・第一百三二条）

第三節 設備に関する基準（第一百四二条）

第四節 運営に関する基準（第一百五二条―第一百一一二条）

第八章 共同生活介護

第一節 基本方針（第一百二二条）

第二節 人員に関する基準（第一百三二条・第一百四二条）

第三節 設備に関する基準（第一百五二条）

第四節 運営に関する基準（第一百六二条―第一百二八二条）

第九章 自立訓練（機能訓練）

第一節 基本方針（第一百二九二条）

第二節 人員に関する基準（第一百三〇二条・第一百三一一二条）

第三節 設備に関する基準（第一百三二二条）

第四節 運営に関する基準（第一百三三二条―第一百三六二条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百三七二条・第一百三八二条）

第十章 自立訓練（生活訓練）

第一節 基本方針（第一百三九二条）

第二節 人員に関する基準（第一百四〇二条・第一百四一二条）

第三節 設備に関する基準（第一百四二二条）

第四節 運営に関する基準（第一百四三二条・第一百四四二条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第一百四五二条・第一百四六二条）

第十一章 就労移行支援

第一節 基本方針（第一百四七二条）

第二節 人員に関する基準（第一百四八二条―第一百四九二条）

第三節 設備に関する基準（第一百五〇二条・第一百五一二条）

第四節 運営に関する基準（第一百五三二条―第一百五七二条）

第十二章 就労継続支援A型

第一節 基本方針（第一百五八二条）

第二節 人員に関する基準（第百五十九条・第百六十条）

第三節 設備に関する基準（第百六十一条）

第四節 運営に関する基準（第百六十二条―第百七十条）

第十三章 就労継続支援B型

第一節 基本方針（第百七十一条）

第二節 人員に関する基準（第百七十二条）

第三節 設備に関する基準（第百七十三条）

第四節 運営に関する基準（第百七十四条・第百七十五条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百七十六条―第百七十九条）

第十四章 共同生活援助

第一節 基本方針（第百八十条）

第二節 人員に関する基準（第百八十一条・第百八十二条）

第三節 設備に関する基準（第百八十三条）

第四節 運営に関する基準（第百八十四条―第百八十六条）

第十五章 多機能型に関する特例（第百八十七条・第百八十八条）

第十六章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第百八十九条・第百九十条）

）

第十七章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する特例（第百九十一条―第百九十五条）

）

第十八章 雑則（第百九十六条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十条第一項第二号イ、第三十六条第三項第一号並びに第四十三条第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに基準該当障害福祉サービスに関する基準を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- 二 支給決定障害者 法第十九条第一項に規定する支給決定を受けた障害者をいう。
- 三 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第二十九条第一項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
- 四 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十二条の二によって読み替えられた法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。
- 五 法定代理受領 法第二十九条第四項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第五項の規定により支給決定障害者が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者に支払われることをいう。
- 六 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 七 多機能型 第六十九条に規定する指定生活介護の事業、第二百二十九条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第三百三十九条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第四百四十七条に規定する指定就労移行支援の事業、第五百十八条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第七十一条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成

二十四年広島県条例第六十一号) 第五条に規定する指定児童発達支援の事業、同条例第五十四条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、同条例第六十四条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び同条例第七十四条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うもの(同条例に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第三条 指定障害福祉サービス事業者(第四十五条に規定する指定療養介護の事業、第六十九条に規定する指定生活介護の事業、第一百二十二条に規定する指定共同生活介護の事業、第一百二十九条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、第一百三十九条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、第四百七十七条に規定する指定就労移行支援の事業、第五百五十八条に規定する指定就労継続支援A型の事業、第七十一条に規定する指定就労継続支援B型の事業及び第八十条に規定する指定共同生活援助の事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、当該個別支援計画に基づき当該利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じることにより、当該利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に、当該利用者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の必要な措置を行うものとする。

第二章 指定の申請者に関する事項

第四条 法第三十六条第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護又は短期入所(病院又は診療所において行うものに限る。)に係る指定の申請については、この限りでない。

第三章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第一節 基本方針

第五条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定居宅介護」という。)の事業は、利用者(障害児を含む。以下この章において同じ。)が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切

かつ効果的に行うものでなければならない。

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する利用者が居室において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、調理、洗濯及び掃除等の家事、入浴、排せつ及び食事その他の居室又は外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する利用者が居室において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、利用者に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の利用者の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居室において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、排せつ及び食事その他の居室又は外出時における移動中の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者)

第六条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）

(一)ごとに置くべき従業者は、指定居宅介護を提供する者として知事が定めるもの（以下この節及び第四節において同じ。）とし、その員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、専ら指定居宅介護の職務に従事する常勤の従業者のうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模をいう。）に依じて、一人以上の従業者をサービス提供責任者としなければならない。ただし、当該サービス提供責任者の員数の算定につ

いては、当該事業所の月間の延べサービスの提供時間、従業者の員数又は利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の事業の規模は、前三月の平均値とする。ただし、新規に当該事業を行う者の指定を受ける場合その他これによるできない場合は、推定数とする。

(管理者)

第七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者を当該指定居宅介護事業所の他の業務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事させることができるものとする。

(準用)

第八条 前二条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第九条 指定居宅介護事業所には、指定居宅介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第十条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十一条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の当該利用申込者のサービスの選択に必要な重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条第一項の規定により書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量等の記載等)

第十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の契約支給量（支給決定障害者等に提供することを約した指定障害福祉サービスの量をいう。以下同じ。）及びその内容その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記

載事項」という。)を当該支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量(一月当たりの契約支給量の合計の量をいう。)は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。
(提供拒否の禁止)

第十二条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十四条 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難である場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十五条 指定居宅介護事業者は、利用申込者から指定居宅介護の提供を求められたときは、当該利用申込者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第十六条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあったときは、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴い利用者が行う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状

況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第十八条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村又は他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を終了するときは、当該指定居宅介護の利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十九条 指定居宅介護事業者は、利用者が安心して指定居宅介護の提供を受けられるよう、従業者に身分を証する書類を携行させるとともに、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十条 指定居宅介護事業者が、指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができる場合は、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当である場合に限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該支給決定障害者等に対し、当該金銭の用途及び額並びに支払を求める理由を記載した書面によって説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第二十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護事業者は、前二項の規定により支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供するとき、それに要した交通費の額の支払を当該支給決定障害者等から受けることができる。

4 指定居宅介護事業者は、前三項の利用者負担額等の支払を受けたときは、当該利用者負担額等に係る領収証を当該利用者負担額等を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、第三項に規定する交通費の額の支払を受ける場合に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該交通費の内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第二十二条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項（法第三十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定し当該支給決定障害者等に通知しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、当該利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第二十三条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けたときは、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、第二十一条第二項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けたときは、支給決定障害者等に対してサービス提供証明書（利用者提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した指定居宅介護の提供を証する文書をいう。）を交付しなければならない。

(指定居宅介護の基本取扱方針)

第二十四条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第二十五条 指定居宅介護事業所の従業者は、次に掲げるところにより指定居宅介護を提供しなければならない。

- 一 次条第一項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な援助を行うこと。
- 二 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 三 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術によるサービスの提供を行うこと。
- 四 常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(居宅介護計画の作成)

第二十六条 サービス提供責任者(第六条第二項の規定により置かれるサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。)は、利用者(障害児にあつては、その保護者を含む。)の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を書面で交付しなければならない。
い。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第二十七条 指定居宅介護事業者は、従業者に、当該従業者と同居している家族である利用者に対して指定居宅介護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第二十八条 指定居宅介護事業所の従業者は、指定居宅介護の提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者等に関する市町村への通知)

第二十九条 指定居宅介護事業者は、自らが指定居宅介護を提供している支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第三十条 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第二十六条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第三十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した事業の運営についての重要事項に関する運営規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他事業の運営についての重要事項

(介護等の総合的な提供)

第三十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第三十三条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供するために、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第三十四条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第三十五条 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(利益供与等の禁止)

第三十六条 指定居宅介護事業者並びにその従業者及び管理者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者並びにその従業者及び管理者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決等)

第三十七条 指定居宅介護事業者は、利用者に提供した指定居宅介護に関する当該利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、利用者に提供した指定居宅介護に関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市町村の当該職員が行う質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び当該利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調

査に協力するとともに、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護事業者は、利用者に提供した指定居宅介護に関し、法第十一条第二項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は都道府県の当該職員が行う質問に応じ、及び当該利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、利用者に提供した指定居宅介護に関し、法第四十八条第一項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は都道府県又は市町村の当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び当該利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定居宅介護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、前三項の改善の内容を当該都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第八十五条第一項又は第二項の規定により運営適正化委員会が行う調査又はあつせんに誠意をもって対応し、苦情の解決に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十八条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び当該事故に対し講じた措置について、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に対して講じた措置について、記録しなければならない。

3 第一項の事故による損害のうち指定居宅介護事業者が賠償すべきものについては、速やかに賠償しなければならない。

(準用)

第三十九条 第十条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは

「第三十九条第一項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第三十九条第一項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第三十九条第一項において準用する第二十一条第二項」とあるのは「第八条において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第八条において準用する第六条第二項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第三十九条第一項において準用する第二十六条」と、第三十二条中「食事等の介護」とあるのは「食事その他の居宅又は外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第十条から第三十一条まで及び第三十三条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第三十九条第二項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第三十九条第二項において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第三十九条第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第三十九条第二項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第八条において準用する第六条第二項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第三十九条第二項において準用する第二十六条」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(従業者)

第四十条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、基準該当居宅介護を提供する者として知事が定めるものし、その員数は、三以上とする。

2 離島その他の地域であつて知事が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の員数の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、一以上とする。

3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

第四十一条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に

従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の業務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事させることができるものとする。

(設備及び備品等)

第四十二条 基準該当居宅介護事業所には、基準該当居宅介護の事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、当該基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第四十三条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、当該従業者と同居している家族である利用者に対して基準該当居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居している家族である利用者に対する基準該当居宅介護が次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該基準該当居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護のみによつては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認める地域の住所に居住している場合
- 二 当該基準該当居宅介護が第四十条第三項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- 三 当該基準該当居宅介護を提供する従業者の当該基準該当居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が基準該当居宅介護に従事する時間の合計のおおむね二分の一を超えない場合

2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定により、従業者に、当該従業者と同居している家族である利用者に基づき当該居宅介護を提供させる場合において、当該利用者の意向及び当該利用者に係る次条第一項において準用する第二十六条第一項の規定により作成された居宅介護計画の実施状況等を確認した結果、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十四条 第五条第一項及び前節(第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条第一項、第二十七条、第三十二条及び第三十九条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する次条第二項」と、第二十三条第二項中「

第二十一条第二項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十条第三項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第二十六条」と読み替えるものとする。

2 第五条第二項から第四項まで、前節（第二十一条第一項、第二十二条、第二十三条第一項、第二十七条、第三十二条及び第三十九条を除く。）及び第四十条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する次条第二項」と、第二十一条第二項中「第二十一条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する次条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十条第三項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第二十六条」と、第四十三条第一項第二号中「第四十条第三項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する第四十条第三項」と、第四十三条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四条第二項」と読み替えるものとする。

第四章 療養介護

第一節 基本方針

第四十五条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら法第五条第六項に規定する厚生労働省令で定める者に対して、身体その他の状況及びその置かれていた環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者）

第四十六条 指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 医師 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

- 二 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除して得た数以上
- 三 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除して得た数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除して得た数以上置かれている指定療養介護の単位については、当該指定療養介護の単位に置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除して得た数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。
- 四 サービス管理責任者（指定障害福祉サービスの提供に係る管理を行う者として知事が定めるものをいう。以下同じ。） イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
 - イ 利用者の数が六十以下 一以上
 - ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定療養介護事業者の指定を受ける場合その他これによることができない場合は、推定数による。
- 3 第一項の指定療養介護の単位は、当該指定療養介護の提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 4 第一項第三号及び第四号に規定する指定療養介護事業所の従業者は、専ら当該指定療養介護事業所の業務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護を提供する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
 - い。
- 7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この章において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）とを同一の施設において一体的に提供する場合には、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十二号。第四十八条第三項において「指定入所施設基準

条例」という。)第四十五条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定医療機関(児童福祉法第六条の二第三項に規定する指定医療機関をいう。)として施設の指定を受けた設置者である場合であつて、当該施設において指定療養介護及び指定入所支援とを一体的に提供するときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するために必要な人員を確保することをもって、第一項から第六項までに規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(管理者)

第四十七条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所以外の業務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の業務に従事させることができる。

第三節 設備に関する基準

第四十八条 指定療養介護事業所は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供する場合については、指定入所施設基準条例第四十六条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(契約支給量等の記載等)

第四十九条 指定療養介護事業者は、利用者が入所又は退所をするときは、当該利用者に係る指定療養介護の契約支給量及び入所又は退所の年月日その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に遅滞なく報告しなければならない。

3 前二項の規定は、受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。

(利用者負担額等の受領)

第五十条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3 指定療養介護事業者は、前二項の規定により支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 日用品費

二 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定療養介護事業者は、前三項の利用者負担額等の支払を受けたときは、当該利用者負担額等に係る領収証を当該利用者負担額等を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならぬ。

5 指定療養介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第五十一条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定し当該支給決定障害者に通知しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、当該利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第五十二条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けたときは、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、第五十条第二項の法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、支給決定障害者に対してサービス提供証明書(利用者に提供した当該指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した指定療養介護の提供を証する文書をいう。)を交付しなければならない。

(指定療養介護の取扱方針)

第五十三条 指定療養介護事業者は、次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、利用者に提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第五十四条 サービス管理責任者は、指定療養介護に係る利用者及びその家族の生活に関する意向、総合的な支援の方針等を記載した個別支援計画(以下この章において「療養介護計画」という。)を作成しなければならない。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、置かれている環境その他の日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するため、適切な支援内容の検討を行わなければならない。

3 アセスメントは、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に関する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題並びに利用者についての指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提

供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、療養介護計画の原案には、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携を位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護を提供する担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後に、当該療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、当該療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて当該療養介護計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、定期的に利用者に面接しなければならない。

10 サービス管理責任者は、定期的にモニタリングの結果を記録しなければならない。

11 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第五十五条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができるかと認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 他の従業者への技術指導及び助言を行うこと。

（機能訓練）

第五十六条 指定療養介護事業者は、利用者に対して、自立した日常生活に向けた心身の諸機能の維持回復を図るため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第五十七条 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定療養介護事業者は、前三項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 指定療養介護事業者は、利用者に対して、当該利用者への負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第五十八条 指定療養介護事業者は、利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第五十九条 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供時に利用者へ病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに病状に応じた治療が可能な専門の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第六十条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なく指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によつて介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第六十一条 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第六十二条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員

四 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 サービスの利用に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策に関する事項

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他事業の運営についての重要事項

(勤務体制の確保等)

第六十三条 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供するために、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第六十四条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第六十五条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所に消火設備その他の非常災害に対処するための必要な設備を設けるとともに、非常災害に対処するための具体的な計画を立て、非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的

に利用者及び従業者に周知しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第六十六条 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、保健所の助言及び指導を求めるなど、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第六十七条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(準用)

第六十八条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条及び第三十五条から第三十八条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第六十二条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十条第一項」と読み替えるものとする。

第五章 生活介護

第一節 基本方針

第六十九条 生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら法第五条第七項に規定する厚生労働省令で定める者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者)

第七十条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該

事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条、第三百三十条、第四百十条及び第九十二条において同じ。）
理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる平均障害程度区分（知事が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に同じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数とする。

(1) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除して得た数以上

(2) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数以上

(3) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数以上

ロ 看護職員の員数は、指定生活介護の単位ごとに、一以上とする。

ハ 理学療法士又は作業療法士の員数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合にあっては、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

ニ 生活支援員の員数は、指定生活介護の単位ごとに、一以上とする。

三 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定生活介護事業者の指定を受ける場合その他これによることができな場合は、推定数による。

3 第一項の指定生活介護の単位は、当該指定生活介護の提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 第一項第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者を日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者（以下「機能訓練指導員」という。）に代えることができる。

5 第一項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事

業所の業務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護を提供する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
い。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第七十一条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤の者で、かつ、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の業務に従事する者でなければならない。

(準用)

第七十二条 第四十七条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第七十三条 指定生活介護事業所は、指定生活介護の事業の用に供する専用の設備として、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 訓練・作業室

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

第四節 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

第七十四条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定生活介護事業者は、前二項の規定により支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 創作的活動に係る材料費

三 日用品費

四 前三号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号の費用については、知事が定めるところによるものとする。

5 指定生活介護事業者は、第一項から第三項までの利用者負担額等の支払を受けたときは、当該利用者負担額等に係る領収証を当該利用者負担額等の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定生活介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

(介護)

第七十五条 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定生活介護事業者は、前三項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

5 指定生活介護事業者は、常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

6 指定生活介護事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第七十六条 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等が当該利用者の過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上を図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防じん設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第七十七条 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している利用者には、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

(食事)

第七十八条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、指定生活介護事業者が食事を提供する場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事を提供するため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

第七十九条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康状態に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第八十条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なく指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状

態等を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によつて介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(運営規程)

第八十一条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策に関する事項
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 その他事業の運営についての重要事項

(衛生管理等)

第八十二条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、保健所の助言及び指導を求めるなど、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第八十三条 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力を得ることができる医療機関（以下「協力医療機関」という。）を定めておかなければならない。

(準用)

第八十四条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十五条から第三十八条まで、第五十三條から第五十五条まで、第六十一条、第六十

三条から第六十五条まで及び第六十七条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十四条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十四条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当生活介護の基準)

第八十五条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(第九十一条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次に定めるものとする。

一 指定通所介護事業者(介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十八号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第八十条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により、生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第七十九条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第八十条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第八十二条第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積は、指定通所介護の利用者の数及び基準該当生活介護の利用者の数の合計数で当該面積を除いて得た面積が三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護の利用者の数及び基準該当生活介護の利用者の数の合計数を当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数とみなした場合において必要とされる数以上であること。

四 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第八十六条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）を行う者をいう。以下同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により、生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）に登録を受けた利用者（以下「登録者」という。）を通過させて行う指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条各号に掲げる基準は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は規則で定める要件を満たした構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）により自立訓練とみなされる通いサービス（以下「構造改革特別区域法により自立訓練とみなされる通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録をした利用者の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）は、二十五人以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は構造改革特別区域法により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける利用者の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下同じ。）は、登録定員を二で除して得た数から十五までの範囲内とすること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂は、機能を十分に發揮する適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は構造改革特別区域法により自立訓練とみなされる通いサービスの利用者の数の合計数を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数とした場合において、指定小規模多機能型居宅介護に係る従業者の員数に関する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける利用者に対して適切な基準該当生活介護を提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第八十七条 第七十四条第二項から第六項までの規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

第六章 短期入所

第一節 基本方針

第八十八条 短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定短期入所」という。）の事業は、利用者（障害児を含む。以下この章において同じ。）の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者)

第八十九条 法第五条第八項に規定する施設の設置者が、指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、併設事業所に置くべき従業者は、当該施設を運営するために必要とされる従業者とし、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

一 指定障害者支援施設その他の法第五条第八項に規定する施設（入所によるものに限る。次号に掲げるものを除く。以下この章において「入所施設等」という。）が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該入所施設等の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該入所施設等の利用者の数とみなした場合において、当該入所施設等として必要とされる数以上

二 第一百十三条第一項に規定する指定共同生活介護事業者、第四百四十条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（宿泊型の自立訓練の事業を行う者に限る。）又は第八十一条第一項に規定する指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定共同生活介護事業者等」という。）が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 イ又はロに掲げる時間帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定短期入所と同時に第一百十二条に規定する指定共同生活介護、第三百十九条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（宿泊型の自立訓練に係るものに限る。）又は

第八十条に規定する指定共同生活援助（以下この章において「指定共同生活介護等」という。）を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第十三条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（第四十条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）又は指定共同生活援助事業所（第八十一条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。）以下この章において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準じる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。） 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数

(1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一以上
(2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一に当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 法第五条第八項に規定する施設を設置者が、利用者に利用されていない当該施設の居室を利用した指定短期入所の事業（以下この章において「空床利用型事業」という。）を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）を設置する場合において、空床利用型事業所に置くべき従業者は、当該施設を運営するために必要とされる従業者とし、当該施設及び空床利用型事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

一 入所施設等が、指定短期入所の事業を行うために空床利用型事業所を設置する場合 当該入所施設等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該入所施設等の利用者の数とみなした場合において、当該入所施設等として必要とされる数以上

二 指定共同生活介護事業者等が、指定短期入所の事業を行うために空床利用型事業所を設置する場合 イ又はロに掲げる時間帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介

護事業所等における生活支援員又はこれに準じる従業者として必要とされる数以上
ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。） 次の(1)又は(2)に掲
げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める
数

(1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一以上

(2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一に当該日の指定短期入所の利
用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「
単独型事業所」という。）に置くべき従業者は、生活支援員とし、その員数は、次の各
号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 指定生活介護事業所、第十三条第一項に規定する指定共同生活介護事業所、第百
三十条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第四百四条第一項に規定
する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第四百四十八条第一項に規定する指定就労移行
支援事業所、第五百五十九条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労
継続支援B型事業所（第七十一条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者
が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）、第八十一条第一項に規定する指定
共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第二十一条の五の三
第一項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（
以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事
業を行う場合 イ又はロに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯の区分に応じ、そ
れぞれイ又はロに定める数

イ 指定生活介護、第十二条に規定する指定共同生活介護、第二十九条に規定す
る指定自立訓練（機能訓練）、第三十九条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、
第四百四十七条に規定する指定就労移行支援、第五十八条に規定する指定就労継続
支援A型、第七十一条に規定する指定就労継続支援B型、第八十条に規定する
指定共同生活援助又は児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支
援のサービス提供時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型
事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした
場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準じる従
業者として必要とされる数以上

ロ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であつてイに掲げる時
間以外の時間帯 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞ

れ(1)又は(2)に定める数

- (1) 当該日の利用者の数が六以下 一以上
- (2) 当該日の利用者の数が七以上 一に当該日の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号口の(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ前号口の(1)又は(2)に定める数

(準用)

第九十条 第七条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第九十一条 指定短期入所事業所(単独型事業所を除く。)は、併設事業所又は法第五十八条項に規定する施設の利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならぬ。

2 併設事業所は、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある当該併設事業所を設置する者により設置された法第五条第八項に規定する施設であつて、当該併設事業所に対する支援機能を有するもの(以下この項において「併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備(居室を除く。)を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

3 空床利用型事業所は、居室を利用する法第五条第八項に規定する施設として必要とされる設備を有すること。

4 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。

5 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けないこと。

ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等が占める面積を除き八平方メートル以上とすること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を設けること。

ホ ブザー又はこれに代わる設備を備えること。

二 食堂

- イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- ロ 必要な備品を備えること。

三 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

四 洗面所

- イ 居室のある階ごとに設けること。

- ロ 利用者の特性に応じたものであること。

五 便所

- イ 居室のある階ごとに設けること。

- ロ 利用者の特性に応じたものであること。

第四節 運営に関する基準

(指定短期入所の提供等)

第九十二条 指定短期入所の事業を行う者（以下この章において「指定短期入所事業者」

という。）は、利用者に対して介護を行う者の疾病その他の理由により居室において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供の終了後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるように、必要な援助に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第九十三条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定短期入所事業者は、前二項の規定により支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 日用品費

四 前三号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号及び第二号に掲げる費用については、知事が定めるところによるものとする。

5 指定短期入所事業者は、第一項から第三項までの利用者負担額等の額の支払を受けた場合は、当該利用者負担額等に係る領収証を当該利用者負担額等の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

6 指定短期入所事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(指定短期入所の取扱方針)

第九十四条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、適切に提供されなければならない。

2 指定短期入所事業者の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質を評価し、常にその改善を図らなければならない。

(サービスの提供)

第九十五条 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行わなければならない。

2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなればならない。

3 指定短期入所事業者は、利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業者の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けたときは、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。

5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

(運営規程)

第九十六条 指定短期入所事業者は、次に掲げる事項を記載した事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。ただし、第八十九条第二項の規定の適用を受ける施設にあつては、第三号に規定する事項を除く。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 サービスの利用に当たつての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策に関する事項
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他事業の運営についての重要事項
(定員の遵守)

第九十七条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- 二 空床利用型事業所にあつては、居室を利用する法第五条第八項に規定する施設の利用定員(第百十三条第一項に規定する指定共同生活介護事業所又は第百八十一条第一項に規定する指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居及びユニット(居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

三 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
(準用)

第九十八条 第十条、第十二条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十五条から第三十八条まで、第六十一条、第六十三条、第六十五条、第六十七条、第七十九条、第八十二条及び第八十三条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第九十六条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第九十三条第二項」

と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第九十九条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次に定めるものとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第八十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は構造改革特別区域法により自立訓練とみなされる通いサービスを利用する当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス(指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録者を宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける利用者の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)は、第八十六条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は構造改革特別区域法により自立訓練とみなされる通いサービスの利用定員を三で除して得た数から九までの範囲内とすること。

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室(指定小規模多機能型居宅介護に係る宿泊室の定員及び床面積の基準を満たした宿泊室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

四 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第一百条 第九十三条第二項から第六項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

第七章 重度障害者等包括支援

第一節 基本方針

第一百一条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定重度障害者等包括支援」という。)の事業は、常時介護を要する利用者(障害児を含

む。以下この章において同じ。）であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

第二節 人員に関する基準

(従業者)

第二百二条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び第八十一条第一項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第二百五条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、サービス提供責任者を一人以上置かなければならない。

3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として知事が定めるものでなければならない。

4 第二項のサービス提供責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤の者でなければならない。

(準用)

第二百三条 第七条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(準用)

第二百四条 第九条第一項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(実施主体)

第二百五条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の設置者でなければならない。

(事業所の体制)

第二百六条 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有していなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、自ら又は第三者に委託することにより、二以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援の事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第七十七条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十五号)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十六号)に規定する基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の従業員に、当該従業員の同居している家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)の提供をさせてはならない。

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス(短期入所及び共同生活介護に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第八十条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第一項に規定するサービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者に対する支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所の従業員は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、援助を行う上で必要となる事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業者の提供す

る指定重度障害者等包括支援の質を評価し、常にその改善を図らなければならない。

(サービス利用計画の作成)

第百九条 サービス提供責任者は、利用者(障害児にあってはその保護者を含む。)の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週ごとに具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援の利用計画(以下この章において「サービス利用計画」という。)を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議(サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サービスの担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。)の開催、担当者に対する照会等により担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。

3 サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成したときは、利用者及びその家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を交付しなければならない。

4 サービス提供責任者は、サービス利用計画作成後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。

5 第一項から第三項までの規定は、前項に規定するサービス利用計画の変更について準用する。

(運営規程)

第百十条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数
- 四 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 事業の主たる対象とする利用者
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他事業の運営についての重要事項

(準用)

第百十一条 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十条から第三十八条まで及び第六十一条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百十条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百十一条において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百十一条において準用する第二十一条第二項」と読み替えるものとする。

第八章 共同生活介護

第一節 基本方針

第百十二条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談及び助言その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者）

第百十三条 指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 世話人 常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上
- 二 生活支援員 常勤換算方法で、障害程度区分及び利用者の数に応じて規則に定める数以上
- 三 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
 - イ 利用者の数が三十以下 一以上
 - ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定共同生活介護事業者の指定を受ける場合その他これによることができない場合は、推定数による。
- 3 第一項に規定する指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の業務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(管理者)

第十四条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の業務に従事させ、又は他の事業所、施設等の業務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第三節 設備に関する基準

第十五条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地等で利用者の家族及び地域住民と交流しやすい地域にあり、かつ、入所により一日を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活介護事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、四人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居の入居定員は、二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要と認めるときは、三十人）以下とすることができる。

5 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

6 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

7 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次に掲げるものとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等に要する面積を除き、七・四三平方メートル以上とする。

第四節 運営に関する基準

(入退居)

第十六条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居により、日常生活上の支援を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、当該利用申込者の心身の

状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、当該利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境及び利用中と同様の援助を受けることができるようサービスの継続性に配慮し、退居に必要な手続等の支援を行わなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、利用者が退居するときは、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退居の記録の記載等）

第一百七十七条 指定共同生活介護事業者は、利用者が入居又は退居をするときは、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、当該利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を受給者証に記載したときは、遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第一百八十条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活介護事業者は、前二項の規定により支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食材料費

二 家賃（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障

害者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 指定共同生活介護事業者は、前三項の費用の額の支払を受けたときは、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 5 指定共同生活介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第一百十九条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けるときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(指定共同生活介護の取扱方針)

第二百十条 指定共同生活介護事業者は、第二百八条において準用する第五十四条に規定する共同生活介護計画（以下「共同生活介護計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、援助を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質を評価し、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第二百一十一条 サービス管理責任者は、第二百八条において準用する第五十四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者に係る他の指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、当該利用申込者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができるかと認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

第二百二十二条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

(運営規程)

第二百二十三条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員（指定共同生活介護事業所、共同生活住居及びユニットのそれぞれの入居定員をいう。）

四 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 入居に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策に関する事項

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他事業の運営についての重要事項

（勤務体制の確保等）

第二百二十四条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供できるように、指定共同生活介護事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を営むことができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業者によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、当該指定共同生活介護の生活支援員の行う業務の全部又は一部を他の事業者に委託することができる。

4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護の生活支援員の行う業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

（支援体制の確保）

第二百五十二条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第二百二十六条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第二百二十七条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関(協力を得ることができない歯科医療機関をいう。)を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第二百二十八条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十五条から第三十八条まで、第五十四条、第六十一条、第六十五条、第六十七条、第八十条及び第八十二条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百二十三条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百八十八条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第一百八十八条第二項」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と読み替えるものとする。

第九章 自立訓練(機能訓練)

第一節 基本方針

第二百二十九条 自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの(以下「自立訓練(機能訓練)」という。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら身体障害者に対して、一年六月間(けい髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある利用者にあつては、三年間)にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者)

第二百三十条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)ごとに置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
- イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、

利用者の数を六で除して得た数以上とする。

ロ 看護職員の員数は、一以上とする。

ハ 理学療法士又は作業療法士の員数は、一以上とする。

ニ 生活支援員の員数は、一以上とする。

二 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者が、指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による指定自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定自立訓練（機能訓練）事業者の指定を受ける場合その他これによることができない場合は、推定数による。

4 第一項第一号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者を機能訓練指導員に代えることができる。

5 第一項、第二項及び前項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の業務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第一項第一号の看護職員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第一項第一号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

8 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

（準用）

第三百三十一条 第四十七条及び第七十一条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

（準用）

第三百三十二条 第七十三条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

（利用者負担額等の受領）

第三百三十三条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前二項の規定により支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、知事が定めるところによるものとする。

5 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第一項から第三項までに係る利用者負担額等の額の支払を受けたときは、当該利用者負担額等に係る領収証を当該利用者負担額等の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（訓練）

第三百三十四条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、当該利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、当該利用者の有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させなければ

ばならない。

- 4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活へ移行するための支援）

第三十五条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第四十八条第一項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

- 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における地域での生活に移行した後、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

第三十六条 第十条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十五条から第三十八条まで、第五十三条から第五十五条まで、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第六十七条及び第七十八条から第八十三条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第三十六条において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第三十六条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第五十四条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第三十六条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第三十七条 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第九十一条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に定めるものとする。

一 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な利用者に対して指定通所介護を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積は、指定通所介護の利用者の数及び基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で当該面積を除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護の利用者の数及び基準該当自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数を当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数とした場合において必要とされる数以上であること。

四 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第三百三十八条 第三百三十三条第二項から第六項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第十章 自立訓練（生活訓練）

第一節 基本方針

第三百三十九条 自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの（以下「自立訓練（生活訓練）」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら知的障害者又は精神障害者に対して、二年間（長期間の入院その他これに類する事由のある利用者にあつては、三年間）にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者）

第四百十条 指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 生活支援員 常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除して得た数とロに掲げる利用者の数を十で除して得た数の合計数以上

イ ロに掲げる利用者以外の利用者

- ロ 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、利用者に対して居室その他の設備において、家事等の日常生活能力を向上するための支援を行うものをいう。以下同じ。）の利用者
- 二 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合は、一以上
- 三 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
 - イ 利用者の数が六十以下 一以上
 - ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 2 健康上の管理などの必要がある利用者がいること等により看護職員を置く指定自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第一号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ一以上とする。
- 3 指定自立訓練（生活訓練）事業者が、指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による指定自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前二項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。
- 4 第一項（第二項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定自立訓練（生活訓練）事業者の指定を受ける場合その他これによることのできない場合は、推定数による。
- 5 第一項及び第二項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の業務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第一項第一号又は第二項の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所のサービス管理責任者について、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第四百四十一条 第四十七条及び第七十一条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業に

ついて準用する。

第三節 設備に関する基準

第四百十二条 指定自立訓練（生活訓練）事業所は、指定自立訓練（生活訓練）の事業の用に供する専用の設備として、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 訓練・作業室

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、第一項に規定する設備のほか、指定自立訓練（生活訓練）の事業の用に供する専用の設備として、居室及び浴室を設けるものとし、その基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

一 居室

イ 一の居室の定員は、一人とすること。

ロ 一の居室の面積は、収納設備等の占める面積を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

二 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

4 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第一項の規定にかかわらず、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。

第四節 運営に関する基準

（利用者負担額等の受領）

第四百十三条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支

払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供したときは、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前二項の規定により支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。以下この項において同じ。）において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合にあつては、第一項及び第二項の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準じるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の利用に伴い必要となる費用

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

5 第三項第一号及び前項第一号から第三号までに掲げる費用については、知事が定めるところによるものとする。

6 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第一項から第四項までに係る利用者負担額等の額の支払を受けた場合は、当該利用者負担額等に係る領収証を当該利用者負担額等の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならぬ。

7 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第三項及び第四項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

(準用)

第四百四十四条 第十条から第二十条まで、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十条から第三十八条まで、第五十三条から第五十五条まで、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第六十七条、第七十八条から第八十三条まで、第一百九条、第一百三十四条及び第一百三十五条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四百四十四条において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第四百四十三条第一項から第四項まで」と、第二十二條中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四百四十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第四百四十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十四条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第四百四十四条において準用する前条」と、第一百九条中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当自立訓練（生活訓練）の基準)

第四百四十五条 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第九十一条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次に定めるものとする。

一 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な利用者に対して指定通所介護を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積は、指定通所介護の利用者の数及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で当該面積を除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護の利用者の数及び基準該当自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数を当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数とした場合において必要とされる数以上であること。

四 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第百四十六条 第百三十三条第二項から第六項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第十一章 就労移行支援

第一節 基本方針

第百四十七条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労移行支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら就労を希望する六十五歳未満の障害者であつて、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、二年間（専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格の取得を目的として、生産活動、職場体験その他の活動の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を供与する場合にあつては、三年間又は五年間）にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者）

第百四十八条 指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職業指導員及び生活支援員

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

ロ 職業指導員の員数は、一以上とする。

ハ 生活支援員の員数は、一以上とする。

二 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除して得た数以上

三 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又は

ロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定就労移行支援事業者の指定を受ける場合その他これによることができない場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の業務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第二号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

(認定指定就労移行支援事業所の従業者)

第四百四十九条 前条の規定にかかわらず、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第一項又は第十八条の二第一項の規定による学校又は養成施設（以下この章において「学校又は養成施設」という。）として認定されている指定就労移行支援事業所（以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職業指導員及び生活支援員

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上とする。

ロ 職業指導員の員数は、一以上とする。

ハ 生活支援員の員数は、一以上とする。

二 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を

増すごとに一を加えて得た数以上

- 2 前項の従業者及びその員数については、前条第二項から第四項まで及び第六項の規定を準用する。

(準用)

第五十条 第四十七条及び第七十一条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。ただし、認定指定就労移行支援事業所については、第七十一条の規定は、適用しない。

第三節 設備に関する基準

(準用)

第五十一条 第七十三条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

(認定指定就労移行支援事業所の設備)

第五十二条 前条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所は、学校又は養成施設として必要とされる設備を有するものとする。

第四節 運営に関する基準

(実習の実施)

第五十三条 指定就労移行支援事業者は、利用者が第五十七条において準用する第五十四条に規定する就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

- 2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第五十四条 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所で行う手続その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

- 2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第五十五条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

第百五十六条 指定就労移行支援事業者は、毎年度、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

(準用)

第百五十七条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十五條から第三十八條まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一條、第六十三條から第六十五條まで、第六十七條、第七十六條から第八十三條まで、第百十九條、第百三十三條及び第百三十四條の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一條」とあるのは「第百五十七條において準用する第八十一條」と、第二十条第二項中「次條第一項」とあるのは「第百五十七條第七條において準用する第百三十三條第一項」と、第二十二條中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者を除く。以下この條において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第百五十七條において準用する第百三十三條第二項」と、第五十三條第一項中「次條第一項」とあるのは「第百五十七條において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第五十四條第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同條第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十五條中「前條」とあるのは「第百五十七條において準用する前條」と、第百十九條中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者に限る。以下この條において同じ。）が」と読み替えるものとする。

第十二章 就労継続支援A型

第一節 基本方針

第百五十八條 雇用契約の締結による就労の機会の提供、生産活動の機会の提供及び就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を供与する就労継続支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であつて、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、当該者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者)

第百五十九條 指定就労継続支援A型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援A型事業

者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労継続支援A型事業所」という。)(ご)に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職業指導員及び生活支援員

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上とする。

ロ 職業指導員の員数は、一以上とする。

ハ 生活支援員の員数は、一以上とする。

二 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定就労継続支援A型事業者の指定を受ける場合その他これによることができない場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の業務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

(準用)

第六十条 第四十七条及び第七十一条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第六十一条 指定就労継続支援A型事業所は、当該指定就労継続支援A型の事業の用に供する専用の設備として、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

2 前項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 訓練・作業室

- イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
 - 二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
 - 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 3 第一項に規定する訓練・作業室は、利用者への支援に支障がない場合は、設けられないことができる。
- 4 第一項に規定する相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、兼用することができる。

第四節 運営に関する基準

(実施主体)

第六十二条 指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業（社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業をいう。）を行う者でなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十四条第一項に規定する子会社以外の者でなければならない。

(雇用契約の締結等)

第六十三条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者（多機能型により第七十一条に規定する指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、通常の事業所に雇用されることが困難であつて、雇用契約に基づく就労が困難である障害者に対して雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。

(就労)

第六十四条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上を図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

(賃金及び工賃)

第六十五条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、利用者の賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、第六十三条第二項の規定による雇用契約に基づく就労が困難である障害者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対して、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 雇用契約を締結していない利用者それぞれに対して支払われる第二項の規定による工賃の一月当たりの平均額は、三千円を下回ってはならない。

（実習の実施）

第六十六条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第七十条において準用する第五十四条に規定する就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第六十七条 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所で行う手続その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第六十八条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

（利用者及び従業者以外の者の雇用）

第六十九条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- 一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数
- 二 利用定員が二十人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数

のいずれが多い数

三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれが多い数

(準用)

第七十条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十五條から第三十八條まで、第五十三條から第五十五條まで、第六十一條、第六十三條から第六十五條まで、第六十七條、第七十八條から第八十三條まで、第三百三十三條、第三百三十四條及び第三百三十六條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一條」とあるのは「第七十条において準用する第八十一條」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十条において準用する第三百三十三條第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第七十条において準用する第三百三十三條第二項」と、第五十三條第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十四條中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十五條中「前条」とあるのは「第七十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第十三章 就労継続支援B型

第一節 基本方針

第七十一条 雇用契約の締結によらない就労の機会の提供、生産活動の機会の提供及び就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を供与する就労継続支援（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら通常の事業所に雇用されることが困難であつて、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(準用)

第七十二条 第四十一條、第七十一條及び第三百三十九條の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(準用)

第七十三條 第六十一條の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(工賃の支払等)

第七十四條 指定就労継続支援B型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者それぞれに対して支払われる工賃の一月当たりの平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）は、三千円を下回ってはならない。

3 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を、当該利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

(準用)

第七十五條 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十五条から第三十八条まで、第五十三条から第五十五条まで、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第六十七条、第七十六条、第七十八条から第八十三条まで、第三十三条、第三十四条及び第六十六条から第六十八条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第七十五条において準用する第八十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十五条において準用する第三十三条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第七十五条において準用する第三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第七十五条において準用する前条」と、第六十六条第一項中「第七十条」とあるのは「第七十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(実施主体等)

第七十六條 就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（第九十一条に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。以下「基準該当就労継続支援B型」という。

）の事業を行う者（以下「基準該当就労継続支援B型事業者」という。）は、社会福祉法第二条第二項第七号に掲げる授産施設又は生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項第四号に掲げる授産施設を経営する者でなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）ごとに、生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十二号。以下この条において「保護施設基準条例」という。）第二十三条に規定する職員のうちから一人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。

3 基準該当就労継続支援B型事業所は、保護施設基準条例に規定する授産施設として必要とされる設備を有しなければならない。

（運営規程）

第七十七条 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 基準該当就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 サービスの利用に当たつての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策に関する事項
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他事業の運営についての重要事項

（工賃の支払）

第七十八条 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

（準用）

第百七十九条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十条（第一項を除く。）、第二十八条、第三十五条から第三十八条まで、第四十七条、第五十三条から第五十五条まで、第六十三条、第六十五条、第六十七条、第七十六条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十三条、第三百三十三条（第一項を除く。）、第三百三十四条、第六十六条から第六十八条まで及び第七十一条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百七十七条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十九条において準用する第百三十三条第二項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百七十九条において準用する第百三十三条第二項」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「療養介護計画」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第百七十九条において準用する前条」と、第六十六条第一項中「第百七十条」とあるのは「第百七十九条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第十四章 共同生活援助

第一節 基本方針

第百八十条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものではない。

第二節 人員に関する基準

（従業者）

第百八十一条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）ごとに置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 世話人 常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上
- 二 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
- イ 利用者の数が三十以下 一以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定共同生活援助事業者の指定を受ける場合その他これによることができない場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の業務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第百八十二条 第百十四条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(準用)

第百八十三条 第百十五条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(家事等)

第百八十四条 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせてはならない。

(勤務体制の確保等)

第百八十五条 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるように、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第百八十六条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十五条から第三十八条まで、第五十四条、第六十一条、第

六十五条、第六十七条、第八十条、第八十二条、第一百六条から第二百一十一条まで、第二百三条及び第二百二十五条から第二百七条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百八十六条において準用する第百二十三条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百八十六条において準用する第百十八条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百八十六条において準用する第百十八条第二項」と、第五十四条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第百十八条第三項第二号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第百二十条第一項及び第百二十一条第一項中「第百二十八条」とあるのは「第百八十六条」と、第百二十一条第一項第三号中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。

第十五章 多機能型に関する特例

（従業者の員数等に関する特例）

第百八十七条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第六条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）、指定医療型児童発達支援事業所（同条例第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（同条例第六十五条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う各指定障害福祉サービス事業所の利用定員の数の合計が二十人未満である場合は、第七十条第六項、第百三十条第六項及び第七項、第百四十条第六項、第百四十八条第四項及び第五項並びに第百五十九条第四項（第百七十二條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサ―ビス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を常勤としなければならない。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第七十条第一項第三号及び第七項、第百三十条第一項第二号及び第八項、第百四十条第一項第三号及び第七項、第百四十八条第一項第三号及び第六項並びに第百五十九条第一項第二号及び第五項（これらの規定を第百七十二条において準用す

る場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う各指定障害福祉サービス事業所のうち知事が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 利用者の数の合計が六十以下 一以上

二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

3 前項の規定により置くべきサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならぬ。

(設備の特例)

第百八十八条 多機能型の事業を行う者は、サービスの提供に支障のないよう配慮しつつ、多機能型事業所において一体的に事業を行う各障害福祉サービス事業所の設備を兼用することができる。

第十六章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例
(従業者に関する特例)

第百八十九条 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活介護の事業等」という。)を一体的に行う指定共同生活介護事業所及び指定共同生活援助事業所(以下「一体型指定共同生活介護事業所等」という。)ごとに置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 世話人 常勤換算方法で、一体型指定共同生活介護事業所等の利用者の数の合計を六で除して得た数以上

二 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所等の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数の合計が三十以下 一以上

ロ 利用者の数の合計が三十一以上 一に、利用者の数の合計が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(設備及び定員の遵守に関する特例)

第百九十条 一体型指定共同生活介護事業所等においては、これらの事業所の利用者の数の合計及び入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第百十五条(第百八十三条において準用する場合を含む。)及び第百二十六条(第百八十六条において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

第十七章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する特例

(離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する特例)

第九十一条 離島その他の地域であつて知事が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがなく、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものとして知事が認めるものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当生活介護」という。)、自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)、自立訓練(生活訓練)を除く。(に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」という。))又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。)の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業者(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。)が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第九十五条までに定めるものとする。

(従業者)

第九十二条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所(以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)

に置くべき従業者は、次の各号に掲げるものとし、その員数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 医師(特定基準該当生活介護を提供する事業所に置くべきものに限る。) 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 看護職員(特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に置くべきものに限る。) 一以上
- 三 理学療法士又は作業療法士(特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に置くべきものに限る。) 一以上
- 四 生活支援員 常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除して得た数及びロに掲げる利用者の数を十で除して得た数の合計数以上
- イ 特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練(機能訓練)及び特定基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者
- ロ 特定基準該当就労継続支援B型の利用者

五 職業指導員（特定基準該当就労継続支援B型を提供する事業所に置くべきものに限る。） 一以上

六 サービス管理責任者 一以上

2 特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）において、第一項第三号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合は、これらの者を機能訓練指導員に代えることができる。

3 第一項第四号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

4 第一項第六号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
い。

（管理者）

第九十三條 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の業務に従事させることができる。

（利用定員）

第九十四條 特定基準該当障害福祉サービス事業所の利用定員は、十人以上とする。

（準用）

第九十五條 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十三条第二項、第二十八条、第三十五条から第三十八条まで、第五十三条から第五十五条まで、第六十一条、第六十三条から第六十五条まで、第七十三条及び第八十一条（第十号を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第九十五条第一項において準用する第八十一条」と、第十六条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第九十五条第二項において準用する第七十四条第二項及び第三項、第九十五条第三項及び第五項において準用する第三十三条第二項及び第三項並びに第九十五条第四項において準用する第四百三十三条第二項及び第三項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第九十五条第二項において準用する第七十四条第二項、第九十五条第三項及び第五項において準用する第三十三条第二項並びに第九十五条第四項において準用する第四百三十三条第二項」と、第三十五条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第五十三条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十五条第一項において準用する次条第一項」と、「

療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第五十四条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第五十五条中「前条」とあるのは「第百九十五条第一項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第六十七条、第六十九条、第七十四条（第一項を除く。）、第七十五条（第五項を除く。）、第七十六条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条の規定は、特定基準該当生活介護の事業を行う者について準用する。この場合において、第六十七条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第六十九条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第七十四条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第七十五条第六項及び第七十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第八十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第六十七条、第七十八条から第八十条まで、第八十二条、第八十三条、第二百二十九条、第三百三十三条（第一項を除く。）、第三百三十四条（第三項を除く。）及び第三百三十五条第二項の規定は、特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者について準用する。この場合において、第六十七条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第七十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第八十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第二百二十九条中「自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの（以下「自立訓練（機能訓練）」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第三百三十三条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第三百三十四条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第六十七条、第七十八条から第八十条まで、第八十二条、第八十三条、第三百三十四条

(第三項を除く。)、第三百三十五条第二項、第三百三十九条及び第四百四十三条(第一項及び第四項を除く。)の規定は、特定基準該当自立訓練(生活訓練)の事業を行う者について準用する。この場合において、第六十七条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第七十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第八十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第三百三十四条第四項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第三百三十九条中「自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの(以下「自立訓練(生活訓練)」という。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」という。)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第四百四十三条中「指定自立訓練(生活訓練)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第四百四十三条中「指定自立訓練(生活訓練)」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と読み替えるものとする。

5 第六十七条、第七十六条、第七十八条から第八十条まで、第八十二条、第八十三条、第三百三十三条(第一項を除く。)、第三百三十四条(第三項を除く。)、第三百六十六条から第三百六十八条まで、第三百七十一条及び第三百七十四条の規定は、特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者について準用する。この場合において、第六十七条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第七十八条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第八十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第三百三十三条中「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第三百三十四条第四項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第三百六十六条第一項中「第七十条」とあるのは「第九十五条第一項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第三百七十一条中「雇用契約の締結によらない就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を供与する就労継続支援(以下「就労継続支援B型」という。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型」という。)」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

第十八章 雑則

(規則への委任)

第九十六條 この条例で定めるもののほか、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営並びに基準該当障害福祉サービスに関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)

第二条 当分の間、第一号の知事が定める者を含む利用者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第七十条第一項第二号イの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に定める数を合計した数以上とする。

- 一 知事が定める者である利用者の数を十で除して得た数
- 二 次のイからハまでに掲げる利用者（前号の知事が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれイからハまでに定める数
 - イ 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除して得た数
 - ロ 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数
 - ハ 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定生活介護事業者の指定を受ける場合その他これによることができない場合は、推定数による。

(地域移行型ホームの特例)

第三条 平成二十四年四月一日前において既に次の各号のいずれにも該当するものとして指定共同生活介護の事業等を行っている者については、第百十五条第一項（第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同日以後においても入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

- 一 事業を開始する時点の指定共同生活介護又は指定共同生活援助の量が、法第八十九条第一項の規定により定めるところとされている広島県障害福祉計画において定める必要な量に満たない地域であること。

- 二 当該入所施設の入所定員又は病院の精神病床の減少を伴うものであること。ただし、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホーム（以下「身体障害者福祉ホーム」という。）、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をす

ることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第五十条の二第一項第一号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の八に規定する知的障害者通勤療のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通勤療」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム（以下「知的障害者福祉ホーム」という。）又は旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム（附則第十一条及び附則第十三条において「旧精神障害者福祉ホーム」という。）を共同生活住居とする場合においては、この限りでない。

2 第一項の規定により指定共同生活介護の事業等を行う事業所（以下「地域移行型ホーム」という。）における指定共同生活介護の事業等について第百十五条第二項から第七項まで（第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、第百十五条第二項中「四人以上」とあるのは「四人以上三十人以下」とする。

（地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の提供期間）

第四条 地域移行型ホームにおいて指定共同生活介護の事業等を行う者（以下「地域移行型ホーム事業者」という。）は、利用者に対し、原則として、二年を超えて、指定共同生活介護等を提供してはならない。

（地域移行型ホームにおける指定共同生活介護等の取扱方針）

第五条 地域移行型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の指定共同生活介護事業所若しくは指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から起算して原則二年以内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

（地域移行型ホームにおける共同生活介護計画の作成等）

第六条 地域移行型ホームにおける指定共同生活介護の事業等について第百二十八条又は第百八十六条において準用する第五十四条の規定を適用する場合にあっては、同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第五条に規定する期間内に同条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは「達成時

期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(地域移行型ホームに係る協議の場の設置)

第七条 地域移行型ホーム事業者は、指定共同生活介護等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告するとともに、当該地域移行推進協議会から要望、助言等を聴取しなければならない。

(指定共同生活援助事業を行う者に関する特例)

第八条 指定共同生活援助事業者（平成十八年十月一日前に於いて既に入所施設又は病院の敷地内に存していた建物であつて、同日以後この条例の施行の日まで引き続き使用されているものを共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、第百十五条第一項（第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

(指定共同生活援助事業所の設備に関する特例)

第九条 指定共同生活援助事業者は、平成十八年十月一日前に於いて既に存していた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活介護の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築、又は改築その他の建物の構造を変更したものを除く。）であつて、同日以後この条例の施行の日まで引き続き使用されているものが満たすべき設備に関する基準については、第百十五条第六項及び第七項（これらの規定を第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成十八年九月三十日において当該事業所が満たすべき基準を満たすことをもって足りる。

(居宅介護等に関する特例)

第十条 第百二十二条第三項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、障害程度区分に応じた規則で定める者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合に於いては、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第百二十二条第三項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、障害程度区分に応じた規則で定める者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

一 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。

二 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること。
(精神障害者生活訓練施設等の設備に関する特例)

第十一条 平成十八年十月一日前において既に存していた身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホームの建物(基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築、又は改築その他の建物の構造を変更したものを除く。)であつて、同日以後この条例の施行の日まで引き続き使用されているものにおいて行われる指定共同生活介護の事業等について、第百十五条(第百八十三条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合には、当分の間、第百十五条第六項中「二人以上十人以下」とあるのは「二人以上三十人以下」とし、同条第七項第二号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム(法附則第四十八条の政令で定める精神障害者社会復帰施設のうち法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第四項に規定する厚生労働大臣が定める精神障害者福祉ホームを除く。)を除き、当分の間、適用しない。
(指定宿泊型自立訓練に関する経過措置)

第十二条 精神障害者生活訓練施設、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第二号に掲げる精神障害者授産施設(精神障害者通所授産施設(精神障害者授産施設のうち通所による利用者のみを対象とするものをいう。))を除く。以下「精神障害者入所授産施設」という。)、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(指定知的障害者入所更生施設(指定知的障害者更生施設のうち通所による入所者のみを対象とするものを除く。))に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。)、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設(以下「知的障害者授産施設」という。))のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(指定特定知的障害者入所授産施設(指定特定知的障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするものを除く。))に限る。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。及び指定知的障害者通勤寮において行われる指定自立訓練(生活訓練)の事業について、第百四十二条第三項の規定を適用する場合には、同項第一号イ中「一人」とあるのは、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設(廃止前の精神障害者社会復帰施設)の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号)附則第三条の適用を受けるものを除く。)にあつては「二人以下」、精神障害者生活訓練施設及

び精神障害者入所授産施設（廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準附則第三条の適用を受けるものに限る。）、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設並びに指定知的障害者通勤寮にあつては「四人以下」とし、同号口中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者一人当たりの床面積は」とし、同号口中「四三平方メートル」とあるのは、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設にあつては「四・四平方メートル」、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通勤寮にあつては「六・六平方メートル」とする。

（身体障害者更生施設等に関する経過措置）

第十三条 法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた旧身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの若しくは身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの（以下「指定特定身体障害者授産施設」という。

）、旧精神障害者福祉ホーム（法附則第四十八条の政令で定める精神障害者社会復帰施設のうち法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の二第四項に規定する厚生労働大臣が定める精神障害者福祉ホームを除く。

）又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮の建物（基本的な設備が完成していたものを含み、平成十八年十月一日以後に増築、又は改築その他の建物の構造を変更したものを除く。）であつて、同日以後この条例の施行の日まで引き続き使用されているものにおいて、指定療養介護の事業、指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の設備については、当分の間、第四十八条第一項、第七十三条第一項（第三百三十二条及び第三百五十一条において準用する場合を含む。）、第四百四十二条第一項又は第三百六十一条第一項（第七百七十三条において準用する場合を含む。）に規定する多目的室を設けないことができる。

（従たる事業所に関する経過措置）

第十四条 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合においては、平成十八年十月一日前において

既に存していた分場（指定特定身体障害者授産施設の分場（指定特定身体障害者授産施設が当該指定特定身体障害者授産施設と一体的に管理運営を行う通所による指定施設支援を提供する施設であつて利用者が二十人未満のものをいう。）並びに指定知的障害者更生施設の分場（指定知的障害者更生施設が当該指定知的障害者更生施設と一体的に管理運営を行う通所による指定施設支援を提供する施設であつて入所者が二十人未満のものをいう。）及び指定特定知的障害者授産施設の分場（指定特定知的障害者授産施設が当該指定特定知的障害者授産施設と一体的に管理運営を行う通所による指定施設支援を提供する施設であつて入所者が二十人未満のものをいう。）に規定する分場をいい、これらの施設のうち、基本的な設備が完成していたものを含み、同日以後に増築、又は改築その他の建物の構造を変更したものを除く。）であつて、同日以後この条例の施行の日まで引き続き使用されているものを指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）として設置している場合については、当分の間、第七十一条第二項（第三百三十一条、第四百一条、第五百十条、第六十条及び第七十二条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置くべき従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち一人以上は、専ら当該従たる事業所の業務に従事する者でなければならない。